特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	就学援助制度における医療費援助関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市教育委員会は、就学援助制度における医療費援助関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	就学援助制度における医療費援助関係事務では、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市教育委員会

公表日

令和8年10月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助制度における医療費援助関係事務
②事務の概要	甲府市は、学校保健安全法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 甲府市が設置する小学校、中学校の児童又は生徒が、感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときは、生活保護に規定する要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮している者を対象として、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う。 番号法の別表第二に基づき就学援助に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	エクセル（表計算ソフト）、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
就学援助ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表40の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報照会の根拠）：63の項 （情報提供の根拠）：42、125、161の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学事課
②所属長の役職名	学事課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市　教育委員会学事課 400-8585　山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市　教育委員会学事課 400-8585　山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス において 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主な リスクを軽減するための複数人での確認や上長による最終確認を行い、状況をみてその記録を残している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス において 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主な リスクを軽減するための複数人での確認や上長による最終確認を行い、登録された内容に誤りがないか確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月8日	Ⅰ－4－②	番号法第19条第8号　別表第二 （情報照会の根拠）：38の項 （情報提供の根拠）：26,87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報照会の根拠）：第24条 （情報提供の根拠）：19,44　の各条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報照会の根拠）：63の項 （情報提供の根拠）：42、125、161の項	事後	
令和6年11月8日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月8日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月8日	Ⅳ-8　人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和6年11月8日	Ⅳ-8　人手を介在させる作業		特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス において 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、この うち主な リスクを軽減するための複数人での確認や上長による最終確認を行い、状況をみてその記録を残している。	事後	
令和6年11月8日	Ⅳ-11　最も優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和6年11月8日	Ⅳ-11　最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス において 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、この うち主な リスクを軽減するための複数人での確認や上長による最終確認を行い、登録された内容に誤りがないか確認している。	事後	
令和7年11月14日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年11月14日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	